

刻手名による朝鮮刊本の刊年・刊地決定について

藤 本 幸 夫

一 前 言

書籍の出版を巡っては、種々な問題がある。筆者が本稿で述べようとするのは、朝鮮本が、何時、何處で出版されたかということ、つまり刊年・刊地に關する問題である。これらを明らかにすることは、中國や日本に於ても容易な事柄ではない。しかし朝鮮本の場合は、特に刊記やそれらをめぐる記録の鮮少さ、書肆の未發達等に因って、研究は大きく阻害されている。

筆者が本稿で對象とするのは朝鮮朝（一三九二—一九一〇）の刊行書であり、それ以前は記録・傳存書共に甚だ乏しいため、具體的には殆んど述べられない状況にある。

朝鮮朝時代の出版は、中央政府の書籍刊行機關たる校書館（正祖朝以降は奎章閣）、中央にある司譯院・觀象監・壯勇營・内醫院・樂書廳等の官衙、地方の諸官衙、そして書院・祠堂・寺刹・私家等に於て行われた。この中寺刹版は、寺刹自體、

或いは信者が募縁して刊行したもので、殆んどの場合刊記や募縁者名が卷末等に付されている。しかしそれ以外については序跋があったりはするものの、刊記を缺く場合が多い。従ってこれら無刊記本については、紙質や版式・藏書印等によって、經驗的に刊年を推量していた。が、刊地については手掛りがないため、未詳のままであった。

筆者は三〇年近く日本に傳存する朝鮮本の網羅的調査に携わり、それらに刻された刻手名を採集して來た。朝鮮本の刻手名に就いての研究は、金相溟『朝鮮朝 寺刹板 刻手』에 관한 研究』(一九九〇年度韓國成均館大學校大學院博士學位請求論文)が、唯一の本格的なものと言える。金氏の論文は寺刹版佛書卷末にある刊記部の「刻手秩」(刻工名一覽)より、刻手名を採集されたもので、對象たる佛書は朝鮮朝全期にわたっている。この論文は從來韓國で省みられなかつた所を發明した、洵に大きな業績であり、貢獻である。しかしながら韓國ではあまり評價されなかつたためか、その研究が承け繼がれておらず残念である。

その書籍を刻した刻手の名は、内典(佛書 外典(佛書以外))を問わず、卷末「刻手秩」にあるよりも、版心に刻される場合の方が多い。むしろ全體的に見れば、後者の方が遙かに多いのである。版心刻手名の表記法は、後述する様に極めて複雑である。金氏の採集された刻手名は、「刻手秩」によっておられるため完名であるが、版心の刻手名は完名が却って稀である。殆んどは僧侶名二字中の、或いは三字よりなる姓名中の一文字、即ち不完名が大部分を占め、それも草書の如くくずされていたり、或いは記號化されていたりすることもある。ある場合には、人面や鶴、花莖等が刻されていて、これが刻手個人の識別に資しているのか、或いは刻手息拔きの戲畫であるのか、判断を下し難いことも多い。しかし例え一文字の不完名で刻手を表わしている場合であっても、それらが複數個群を成して複數の書籍に共通に存在するならば、それらの書籍は同版、即ち同一時期に同一場所で刻されたと見做し得る。

卷末刊記部であれ版心であれ、刻手名を確認し得る書籍は、佛書を除けば、木版本全體から見てもさほど多くはない。

後出の四書の「刻手秩」には「惠英・坦衍・天靜」等の完名が記されているが、版心では不完名「英・衍・天」等と刻されるのが通常である。「刻手秩」がなければ、「英・衍・天」からその完名を知ることが出来ないのである。刻手名の研究には、完名のみならず、不完名の網羅的採集も必要である。

筆者は近年對馬豐慶龍院所藏の、零本『妙法蓮華經』卷二を調査したが、版心や紙質から推して一七世紀前半頃の刊本と見做し得るものであった。卷二版心下白口部に、「宗」「天」「斗」「五」「大云」「宝」「性宝」「正」「空」「元」「海」「思」「一」なる刻手名が陽刻されている。これらは金氏上掲書所收の、仁祖二十七年己丑（一六四九）六月梁山通度寺刊『妙法蓮華經』の刻工名と一致を見せる。即ち「大云」「性宝」は合致し、「宗」は「信宗」、「天」は「天式」、「斗」は「覺惠」、「五」は「敏悟或いは哲悟」、「宝」は「性宝」、「正」は「戒正或いは道正」、「元」は「靈元」、「海」は「天海」、「思」は「思正」、「一」は「忠一或いは玄一」に當たり、「空」のみは該當がない。「五」は「悟」と同音である。又この零本の版式は、例えば韓國延世大學校所藏の通度寺刊本の版式と一致するので、仁祖二十七年通度寺刊本と決定し得るのである。この場合版心の不完名が、卷末「刻手秩」の完名とうまく對應してくれるのであるが、一般には完名の判明しない場合がむしろ多い。筆者は本稿で一六世紀半頃の全羅道刊本を例に採り、刻手名を用いて如何に刊年・刊地を決定し得るかを述べたい。その際判り易さのために、多くの版心刻手名中より完名のみを取り出して用いるが、實際には上述の如く不完名が多いのである。筆者は不完名を對象として、一七世紀慶尙道刊本について本稿と同様な試みをしたことがある。拙稿「刻工名による朝鮮刊本の刊年・刊地決定法試論」（『靑丘學術論集』第八集、韓國文化研究振興財團、一九九六年）を参照されたい。

更に一六世紀後半の朝鮮各地に保存される冊板（板木）の所在を示した、『攷事撮要』中の記録と對照し、同書の記録が現状を充分に反映していないことをも示したい。刻手名の研究は、地方刊行書、ひいては地方出版文化の實態解明にも資するのである。

二 刻手名を有する書籍

日本には朝鮮本が多く傳存する。版心に刻手名を有するのは、木版本全體から見ても決して多くはない。刻手名は高麗時代（九一八—一三九二）一世紀の初雕大藏經にもあるが、多くは糊代部の下などにあつて、確認が甚だ困難である。高麗時代の外典は甚だ少なく、目睹することすら容易でない状況にあるが、尊經閣藏『拙藁千百』（一三五四刊）には、版心と卷末に刻手名が記されている。

刻手名は朝鮮朝になると一五・一六・一七世紀刊本に多くあり、一八・一九世紀刊本には殆んど見られない。ただ一五世紀刊本は傳存本自體が稀少であつたり、破損や缺卷のために、刻手名を多く採集することができない。従つて一六・一七世紀刊本より、最も多くの刻手名を得ることが可能である。

日本には多くの朝鮮本が各地に所藏されているが、日本傳存朝鮮本の特徴として、完本であり、保存が韓國所在本より遙かによいという點を挙げ得る。そしてこの點が、刻手名研究にとって最も重要な條件である。韓國所在本がこの二點で甚だ劣る主たる理由は、日常の使用に供されて來たからである。日本傳存の一五・一六世紀刊本は、殆んどが豊臣秀吉朝鮮侵略時（一五九二至九八）の將來本であり、日本に齎された後は、先進文化國の書籍として尊ばれた。江戸時代を通じて、徳川幕府や諸藩の文庫、或いは林・曲直瀬・多紀家の如き名家等に珍藏され、保存も一般的に周到であつた。

朝鮮侵略時將來の日本現存朝鮮本を概観するに、一五世紀刊本は極めて稀で、大部分は一六世紀の中宗中葉至宣祖二五年間、中國の年號で言えば嘉靖至萬曆二〇年間の刊本である。これは當時の朝鮮に於ける書籍のあり方の一端を反映しており、朝鮮では一般に書籍の傳存がよくなかつた。例えば柳希春が『朱子語類』（一五七五年刊）を重刊しようとして、底本に『朱子語類』（一五四四年朝鮮刊）を求めたが、宮廷の書庫にもなかつた。八方手を盡した結果、一五四四年の内賜本（國王

よりの下賜)を保存する子孫からやっとこれを得たのであった。三〇年前の刊本にして、既にこのような状況であった。因みに兩刊本は日本に完本として現存するが、韓國では零本しか存しない。戦亂終熄後の朝鮮には前述の時期の書籍があったが、大部分が五・六〇年前の刊本であり、又中國本ではなく朝鮮本であるため、朝鮮の知識人には貴重には思えず、日常に用い続けたのである。現在の我々にとって、大正期や昭和初期の書籍が貴重に思えないのと同様である。現在韓國には一六世紀刊本の零本が多く存するが、それらは戦亂後には完本として存在していたと考えてよい。

現在對馬歴史民俗資料館に所藏される、對馬藩宗家舊藏の朝鮮本約八〇〇冊は、殆んどが一七世紀刊本である。その中に刻手名を有する書籍があり、それらを刻手名で追究すると、大部分が一七世紀慶尙道刊本であることが判る。宗家本は天地を裁斷し、改装されてはいるが、書籍それ自體の保存はよい。この宗家本を主なる對象として、刻手名による刊年・刊地の決定法を試みたのが、前記拙論である。

韓國の奎章閣や藏書閣の藏書は、朝鮮王朝によって管理されて來たため保存はよい。しかし兩所の藏書は殆んどが一七世紀以降の刊本及び鈔本である。又中央政府の刊本が中心であるため、刻手名を多く有する地方刊本が少ない。韓國國立中央圖書館や諸大學の附屬圖書館・個人の文庫等では、一五・一六世紀刊本は殆んど零本或いは破損本で、一七世紀刊本も破損が多いため、刻手名の完全な採集には適さない場合が多い。

刻手名の研究には、零本や破損本からの採集は完全な情報を得られないため、甚だ不満足な結果に終わらざるを得ない。このような點から見ると、日本現存朝鮮本は、刻手名の調査及研究に於て、極めて重要な位置を占めると言い得るのである。しかし、當然のことではあるが、本國である韓國に比べると、總量及び版種に於てかなり少ないのは、如何ともなし難い所である。

三 刻手名表記の實態

刻手名は、卷末の刻手一覽という言うべき「刻手秩」に網羅的に記録される以外は、原則として版心内に刻される。しかし稀には、框郭外左右の下部に刻されることもある。ここは通常佛書に於て、募縁者を刻する所である。この場所の刻手は、通常「某刀」とあることで判る。場合によっては「刀」字を附さないこともあり、その時には募縁者との識別は困難である。先に「刻手秩」に言及したが、卷末に一定の空間を設け、「刻手秩」とした後に複数の刻手名を列挙するという整った形式はむしろ少なく、普通は多くの募縁者名の一隅に「刻手」とあり、その後刻手名を列挙するのである。

以下に版心部における刻手名表記の實態について述べよう。

(一) 一般に版心部は上下の白口、上下の魚尾よりなる。一六世紀を中心に、その前後には、白口部が黒口であることが多い。魚尾間には「書名(完名或いは略名・卷次・張次)」の刻されるのが一般である。刻手名は上下の黒口や上下の魚尾に陰刻、上下の白口(主として下白口、但し白口利用は少ない)に陽刻される。刻手名の刻される魚尾中の位置は、中央、或いは右側・左側と様々である。刻手個人によって魚尾中の位置や字體に一定の傾向の見られることもある。又黒口や魚尾の中を四角や橢圓形に削り、その中に刻手名を陽刻することもある。

(二) 刻手は歴史的に僧侶がこれに當っている。書籍出版は古くは寺刹が中心であり、僧侶は漢字に通じると共に、印刷技術に長けた集團であった。朝鮮朝は佛敎が抑壓された時代で、僧侶は無爲徒食の徒と見做され、印刷業、そして初期には築城にも従事させられた。刻手名としては僧侶が一般的であるが、姓名をもつ人々も混在する。これらの人々の身分についてなどは、今後の課題としたい。前述の如く卷末にある「刻手秩」には完名が記されるが、版心部では完名よりもむしろ不完名が主で、他に文字か符號か識別不能のものもある。

一例を擧げてみよう。後出の[14]宣祖六年癸酉(一五七三)潭陽龍泉寺刊『大方廣圓覺修多羅了義經』二卷五册は、卷末に「刻手秩」があり、ここに以下の三九名の刻手が列記されており、極めて重要な情報を與えてくれる。これらの刻手達は、宣祖六年頃に全羅道潭陽地方で活躍した僧侶である。「刻手秩」の三九名を上部に、下部に實際に版心に表われた形を示してみよう。

(1)	道彦	[도]	(2)	處瓊	
(3)	義敬		(4)	性坦	
(5)	法雲		(6)	義軒	
(7)	祖仁	[仁]、조・仁	(8)	徳裕	[祖]
(9)	灵守		(10)	祖能	
(11)	萬熙	万/希、希	(12)	上岑	上
(13)	玉軒	玉/軒	(14)	禪修	
(15)	一正	正/일、일	(16)	義元	의/元、[元]
(17)	道湜	[도]	(18)	太峻	태/峻、太/俊
(19)	戒根	근/계、계/근	(20)	敬熙	희、희/경
(21)	智揖	知、智揖	(22)	戒祖	戒
(23)	印全	全	(24)	正云	[云]
(25)	守行		(26)	云水	守/云、云守
(27)	坦衍	衍、단・衍	(28)	天靜	天、天正

- | | | | | | |
|------|----|-------------|------|----|-------------|
| (29) | 玉岡 | △／玉 | (30) | 慈云 | マ／云、
「云」 |
| (31) | 印眞 | 人／眞、
「眞」 | (32) | 熙寶 | 旦 |
| (33) | 信仁 | 信、
「仁」 | (34) | ヨ玉 | ヨ |
| (35) | 應眞 | 「眞」 | (36) | 惠英 | 惠永、永 |
| (37) | 祖雄 | 左／祖 | (38) | 奇玉 | 淇・玉 |
| (39) | 元印 | 「元」、
元・印 | | | |

(右表で「A/B」は「魚尾右側／魚尾左側」、「A・B」は「上・下白口(又は黒口)」、「上・下魚尾」の四ヶ所中の二ヶ所に分れてある刻工名を、上から順に記したものである。「△」は未詳字、「」は推量を示す。以下同様である。)

- (イ) 版心刻手名は通常漢字によるが、左文字、天地逆、或いは行書や草書に刻する等様々であり、ハンゲル書も時には混る。同一魚尾中の右側と左側に各々文字を刻す場合があり、筆者はそれを「右側／左側」で區別している。(19)「戒根」の場合は、ハンゲルで「 $\text{ㄱ} / \text{계}$ 」(根／戒)、「 $\text{계} / \text{ㄱ}$ 」(戒／根)と二種の書き方があり、どちらが上字か下字かの決まりはなく、恣意的に刻している。従って「刻手秩」がなければ、その名は特定し難い場合がある。
- (ロ) 版心に「衍」とあるのは、(27)「坦衍」にしかこの文字が含まれないので、「坦衍」を示すと決定できる。「坦衍」を表わすにはもう一種「 단 (坦)・衍」があり、二通りの表記法を有している。「 ㄷ 」は(1)「道彦」か(17)「道湜」の「道」しかあり得ず、いずれを指すのか決定し難い。同様に「祖」字は、(7)「祖仁」(10)「祖能」(22)「戒祖」(37)「祖雄」に含まれるが、(7)には「 조인 」、(22)には「戒」、(37)には「 조 ／祖」があるので、(10)「祖能」を示すと考えてよからう。但し「戒」は(19)「戒根」にも相當するが、これにはハンゲルによる完名表記があるので、(22)「戒祖」を指すと考える。しかし「戒根」を示すもう一通りの書き方という可能性も皆無ではない。又「元」の(16)「義元」(39)「元印」、「云」

の(24)「正云」(30)「慈云」、「眞」(31)「印眞」(35)「應眞」についても同様である。但し(30)「慈云」は「云」であるので、單なる「云」は「正云」を示すという、相互識別をしている可能性がある。

「仁」字は(7)「祖仁」(33)「信仁」に含まれるが、それぞれ「丕・仁」「信」と表記されており、「仁」字がどちらに屬するものか判断がつかない。というのは、先にもあったように、或いは(11)「萬熙」の場合「万希」と「希」、(20)「敬熙」の場合「敬熙」と「熙」の如く二通りの表記法があり得るからである。「熙」(熙・希)は「萬熙(希)」「敬熙」(32)「熙寶」の「熙」や「希」を表わす可能性がある。しかし「熙/敬」(熙/敬)と「熙」が、相續く奇數・偶數張の版心にあり、版木は通常同一刻手が相續く奇數張と偶數張を表面と裏面に刻するので、兩表記は同一人を指すと決定できる。

(ハ) 刻手名を同音異字で書くことがある。例えば(11)「万熙」は前出の「刻手秩」では「萬熙」とするが、當時の書の版心ではすべてに「万希」と書かれる。「刻手秩」に「萬熙」となく、版心にその二種があれば我々は當然別人と見做したに相違ない。同様な例は(15)「一正」に「日正」、(18)「太峻」に「太准・太俊」、(26)「云水」に「云守」、(28)「天靜」に「天正」、(31)「印眞」に「人眞」、(36)「惠英」に「惠永」、(38)「奇玉」に「淇玉」(又別書に「己玉」とも)などがある。更に「宝景」と「宝京」、「尙眞」と「上眞」などの例がある。これらは一般的に言って畫數の少ない同音字に變えられているのであり、刻し易くするための工夫と言えよう。従って「刻手秩」によらなければ、容易に本名は特定し難いのである。

一七世紀刊本に「雙允」なる刻手名が、「雙允」「雙」「允」とも書かれ、「雙」字が「双」、更に略されて「又」字になることもある。これは甚しい場合であるが、「又」から「雙」を想起することは不可能である。

(ニ) 版心部には上記の他に「水/万」「玄/水」「必」「有」「上永」や、その他文字とは認定し難い記號がある。これら

の内漢字で示されたのは刻工名に相違ないが、何故「刻手秩」に收められていないのか、納得がいかない。逆に、例えば(2)「處瓊」(3)「義敬」(4)「性坦」(5)「法雲」(6)「義軒」(8)「徳裕」(9)「灵守」(14)「禪修」(25)「守行」の如く「刻手秩」に名があるにも拘らず、版心に現われない場合も多い。漢字以外の何らかの符號で代置しているのか、判然としない。「刻手秩」と版心部の刻手名の一致しない例は、屢々認められる。

(三) 上述の拙論で述べたことがあるが、數種の一七世紀刊本の版心部には、「廣・訓」「光・訓」「訓・光」「訓」とあり、刻手名を特定することは甚だ困難である。「廣」と「光」と同音であり、僧侶名としては「廣く訓える」という意味で、「廣訓」が相應しいと考えられる。この様にして意味上からある程度の推量が可能ではあるが、「刻手秩」や黒口に上下に書かれた刻手名に依らぬ限りは確定できない。

(四) 書籍によっては完名は全く現われず、一字の不完名か符號の如きものだけが、刻されている場合がある。先にも述べた如く、板木は通常表裏の両面を利用するので、連續する奇數張と偶數張が板木の表裏となり、同一人によって刻されるのが普通である。従つて例えば第一張に「法」、第二張に「雲」とある場合、これら二字を組み合わせればよいのであり、「法雲」が想定される。しかし二字の上下關係の決定が困難な場合も多い。

(五) 刊地は如何に特定し得るのであろうか。版心部の刻手名に混つて、地名の刻されている場合が時々見受けられる。以下で引用する四七種の書籍は、板式や紙質から一六世紀半前後の刊本と見做し得、その推量は刻手名や刊記から是認される。更にその上、刻手名、或いは刻手名と共に刻された地名によって、すべて全羅道地方の刊行書である

ことも確認できる。一般的に言って、版心に地名の刻されることは、極めて稀である。

以下例擧の四七書についてその刊地を特定するために、書名・巻數・冊數・所藏者・刊記或いは序跋による刊年を、次に版心部にある地名或いは刻手名と共に記された地名を記す(A)。そして後に述べる所であるが、行論の便宜上、該書が下述の『攷事撮要』の全羅道地方册板條に収録されているか否やをも記す(B)。

① 書傳大全一〇卷圖一卷二〇册

書陵部

A…太仁印

B…扶安

② 詩傳大全二〇卷一〇册

書陵部

A…古阜、灵光守、古阜心、茂長牛

B…扶安

③ 音註全文春秋括例始末左傳句讀直解七〇卷三二册

内閣文庫

A…州/全、順天、全州峯

B…(春秋)寶城

④ 大學或問一卷一册

成篋堂

A…[古]阜心、古・心、順天太

B…(大學)全州、順天

⑤ 論語或問二〇卷孟子或問一四卷五册

東京都立中央圖

⑥ A…今州／洲、全／州・万／希、全／州・希／刀
B…(論孟或問) 潭陽
童子習二卷二册

書陵部

A…万・全
B…無

⑦ 古今歷代標題註釋十九史略通攷八卷七册

成簀堂

A…全州信・峯、峯・州／全

B…(十九史略) 全州、潭陽

⑧ 古今歷代標題註釋十九史略通攷八卷首一卷八册

成簀堂

A…天／「順」

B…(十九史略) 全州、潭陽

⑨ 古今歷代標題註釋十九史略通攷八卷首一卷七册

京大人文

嘉靖三十七年戊午(一五五八) 八月 日潭陽府開刊(刊記)

A…州／全・万、州／全・甘、州／全・玄／信、州／全・玄、州／全・峯／信

B…(十九史略) 全州、潭陽

⑩ 古今歷代標題註釋十九史略通攷八卷五册

大塚鐙氏舊藏

A…古・公、井・坦

B…(十九史略) 全州、潭陽

- 11 少微家塾點校附音通鑑節要五十卷（内闕卷一・五至八・三九至四一）四册
宮城縣立圖
A…南原令印、南原・印、昇平太、全州玄、全州峯、光陽・天、井邑・宝、南原・彦卉、令印・南原、臨陂・玄、
南平・○、云惠求禮
B…（通鑑）順天
- 12 伊洛淵源錄新增一四卷二册
内閣文庫
A…々州△○、谷城「祖」鉄、南原・年
B…（淵源錄）南原
- 13 學菑通辨前編後編續編終編各三卷二册
蓬左文庫
A…井邑坦云、井邑云、太仁、々州、全州△希、古阜、古阜思、泰仁大、々州浩、々州英
B…全州
- 14 大方廣圓覺修多羅了義經二卷五册
陽明文庫
萬曆元年癸酉（一五七三）四月初八日全羅道潭陽府地秋月山龍泉寺新刊（刊記）
A…無
B…無
- 15 金剛般若波羅蜜經殘葉一册
小倉文庫
萬曆三年乙亥（一五七五）全羅道高山雲梯縣大雄山報恩慈福安／心廣濟院重刊留鎮（刊記）
A…無
B…無

16 妙法蓮華經存卷七存一册

駒大圖

隆慶六年壬申(二五七二)夏全羅道康津地月出山無爲寺大字法華／開板(刊記)

A..無

B..無

17 禪源諸詮集都序二卷一册

成簣堂

全羅道同補地瑞石山安心寺開校

A..無

B..無

18 佛祖歷代通載存卷七至二二存八册

小倉文庫

萬曆四年丙子(二五七六)二月中澣日全叟道綾城地獅子山雙峰寺重開刊(刊記)

A..全州・丕

B..無

19 劉隨州文集一一卷外集一卷二册

蓬左文庫

A..全州、靈光

B..無

20 纂註分類杜詩二五卷(內闕卷一九)存一九册

洞春寺

A..靈光問、玉果・克「林」、靈光・△修、靈光・敬修、靈光・修・경

B..無

21 樊川文集夾註四卷外集一卷三册

内閣文庫

A.. 々／州・세、平／南・「信」／仁、々／州・英／惠、城／寶・浩、「長」興・元／玄、天／順・△／太、万／傾・
云／守、興／長・守／令、々／州・惠／海、天・光／陝、光／陝・天／△、求／礼・宝／崑、州／々・岑／信、
장／성・峻、장／성・希／俊、南／海・淡／玄、海／南・倫／玉、南／海・「暉」／天

B.. (樊川) 錦山

22 陽村先生文集四〇卷九册

宮城縣立圖

A.. 任美、益山、高山、扶安大成、玄・全州、井邑・云、沃口・崑、臨陂・尙玄

B.. (陽村集) 全州、潭陽

23 山谷外集詩註一七卷別集詩註二卷一二册

尊經閣

A.. 乐安印、乐安印文、乐安印・灯光 乐安・灯光印

B.. (黄山谷集) 羅州

24 詩韻釋義二卷二册

宮城縣立圖

A.. 南原

B.. 南原

25 詩傳大文存卷上一册

國會圖

A.. 光陝印

B.. 扶安

26 家禮大全四卷一册

國會圖

嘉靖癸亥（一五六三）谷城縣開刊南原府移上（刊記）

A.. 云峯、長成（城？）

B..（家禮）南原

27 孟子或問一四卷一册

A.. 々／州・세

B..（孟子）綾城

28 增修附註資治通鑑節要續編三〇卷一五册

A.. 光陝志軒、臨陂

B..（通鑑）順天

29 歷代要錄二卷一册

A.. 無

B.. 錦山

30 二倫行實圖一卷一册

萬曆八年（一五八〇）五月日咸悅上（册首墨書）

A.. 無

B..（二倫行實）南原、寶城

31 續三綱行實圖三卷一册

萬曆九年（一五八二）十月 任實上（册首墨書）

內閣文庫

內閣文庫

內閣文庫

宮城縣立圖

臺灣國家圖

- 32 A..全州
B..(續三綱行實)南原、南平
延平李先生師弟子答問一卷後錄補錄各一卷二册
嘉靖丙寅(一五六六)春/順天府開刊(刊記)
A..無
B..(延平答問)順天
國會圖
- 33 心經附註四卷一册
A..無
B..南原、光州
蓬左文庫
- 34 新刊音點性理羣書句解存卷九至一二存二册
A..無
B..(性理羣書)光州
東大圖
- 35 讀書續錄一二卷(内闕卷二)存四册
A..無
B..無
山口大圖
- 36 新刊通眞子補註王叔和脈訣三卷附一卷一册
A..太「泰」仁・希/云
B..(脈訣)全州
蓬左文庫

37 佛祖三經三卷一冊

成實堂

A..無

B..無

38 妙法蓮華經存卷三存一冊

小倉文庫

嘉靖二十四年乙巳(一五四五)仲春全羅道羅州/南面中峯山雙溪寺開板(刊記)

A..無

B..無

39 妙法蓮華經存卷二存一冊

東大圖

A..靈光

B..無

40 禪宗永嘉集二卷一冊

南豐鉉氏藏

隆慶四年庚午(一五七〇)夏智異山臣興寺重刊(刊記)

A..無

B..無

41 高峰和尚禪要一卷一冊

大東急記念文庫

隆慶四年庚午(一五七〇)春無等山安心寺開刊(跋)

A..無

B..無

42 懶翁和尚語錄二卷二冊

積翠軒文庫舊藏

嘉靖十三年甲午（一五三四）仲春日全羅道瑯山地西／臺山西臺寺開板

A…無

B…無

43 朝鮮板諸偈一卷二冊

京大圖

萬曆二年甲戌（一五七四）六月日全々道金溝地母嶽／山金山寺開板

A…太「泰」仁

B…無

44 分類補註李太白詩二五卷文集一卷一四冊

佐藤道生氏藏

萬曆十六年（一五八八）五月日羅州都會開刊（刊記）

A…無

B…（李白詩）羅州

45 朱文公校昌黎先生集四〇卷外集一〇卷集傳遺文各一卷一九冊

書陵部

A…礼／求、光陟志軒、太／△・茂／長

B…無

46 西山先生眞文忠公文集五一卷一五冊

書陵部

A…扶安灵玉、全州、太「泰」仁

B…（眞西山集）全州

47 養休堂集三卷五册

無窮會文庫

萬曆一三年乙酉（一五八五）秋光州牧使丁焯序刊

A…州刻手・惠英、光陽天、光州、南原・灵印

B…光州

右A項に記したのは、1至47書の版心部に現われる地名であるが、刻手名の完名或いはその一部と共に現われる場合もある。それらを挙げれば、

太〔泰〕仁・古阜・灵（靈）光・茂長・全州・順天・南原・昇平・光陽（陝）・井邑・臨陂・南平・求禮・谷城・玉果・云（雲）峰・々（羅）州・宝城・萬頃・長興・亨亨（長城）・海南・任実・益山・錦山・高山・扶安・沃口（溝）・乐（樂）安・光州・潭陽

の如く、すべて全羅道の地名で、しかも全羅道の主要都邑を網羅している。これらの都邑は下述『攷事撮要』所收の册板（板木）所在の都邑ともほぼ一致し、又刻手のいた所でもある。

當時大部な書籍を刻板しようとしても刻手が足らず、各地より招致することがあった。右の舉例の場合はこれらの書籍のためにわざわざ刻手達を招致したのか、それとも他地方の刻手達が職を求めて刻板の地に來ていたのか、或いは殆んどの場合刻手は僧侶であるが、彼等が修業のために該地の寺刹に掛錫していたのか、のいずれかであろう。一書に多くの地名の刻された、1121書等は、その事實を有辯に物語ってくれる。非常に大部な書籍の場合には、刻手の

いる都邑に版下を送り、各地で刻板せしめた上、板木を回収する、「分刊」ということもあった。

ここでも見られる如く、刻手名の場合同様に「全州／州」「全州／全」、「全州／州」「全州／全」、「海南／南」「南海／海」のような表記法があり、「全州」や「全州」は逆になっても判るが、「海南」の場合は、逆に「南海」では慶尙道の地名となってしまう。同一魚尾中の左右いずれを先に読むかは、刻手名、地名のいずれの場合も定っておらず、刻手が全く恣意的に刻しているのである。

地名表記に於ても刻手名表記の場合と同じく繁體字は避け、又劃数の多い地名は畧體字や同音異字を用いることが多い。例えば「靈・羅・陽・興・禮・樂」は、畧字「灵・々・陝・奥・礼・乐」で記され、「沃溝」は同音異字で「沃口」とされる。慶尙道刊本の中では、「漆原」を同音の「七原」と記した例がある。㉑書に「太仁印」とあり、他書にも「太仁」は現われる。ところが㉒書に「太仁・希／云」とあるので、「希／云」は刻手名、「太仁」は地名と考えられる。㉓書に「泰仁大」とあるのは、泰仁が地名で、「大」が刻手名の一部である。筆者は「太仁」を「泰仁」の同意表記と考える。泰仁は全羅道にあって冊板を保有し、印刷も盛んな所であった。但し「太仁」が單獨で出る場合、刻手名の可能性もあることは、念頭に置いておかねばならない。

前述の如く「全州／州・万／希」とある「万希」は「刻手秩」から本名は「萬熙」であることが確認され、畫數の多い「熙」字を避けて、同音少畫の「希」を用いたものである。また「全州」が冠されているので、彼が全州に居たことが判る。㉑書の「州／全・万」は同一人物で、㉒書の「万・全」も同様かも知れない。同様に㉓書に「全州峯」、㉔書に「全州信・峯」「峯・州／全」、㉕書に「州／全・峯／信」、㉖書に「全州峯」とあるのは、すべて全州の刻手信峯である。このように刻手名が地名と共に現われていることによって、刻手の居た場所が判る。特に㉑書では一五人程もの、稀に見る多さである。この中で「全州惠英」とあるのは、㉗書「全州刻手・惠英」や㉘書「全州英」と同一人

であり、「英」字一字だけで出現することもあるが、文字の書き方に特徴があつて識別できる。又㉑書の「州／全・玄／信」「州／全・玄」、㉒書「全州玄」、㉓書「玄・全州」もすべて同一人物で、他の資料から「信玄」と確認できる全州住人である。尤も彼等は僧侶であるから、その地域の寺刹に掛錫していたのである。

上記引用書では全羅道以外の地名は確認できないが、他地方の僧侶が混在することもあり得る。それは上記金相漢氏論文でも言及されているように、僧侶は修行の爲に全国を行脚するからである。

(六) ところで「印」字が地名に續く場合があり、これを如何に解釋すべきかという問題がある。㉔書「太仁印」は、筆者は前述の如く「太仁」を地名「泰仁」の別表記と見るので、泰仁に於ける印刷を意味すると考える。㉕書の「乐安印・灯光」「乐安・灯光印」の場合は、「灯光」が刻工名で「乐（樂）安」は地名、「印」字はやはり印刷を意味すると解釋される。「灯光印」とあるも、灯光は印刷のみでなく、刻板にも與つたのであろう。ところで同書に又「乐安印文」ともあり、この「印文」は刻手名と考えてよいであろう。㉖書には「印獻」という、類似した刻手名もある。このように地名に續く「印」字は、その場所にての印刷と、刻手名の一部という二通りの解釋が可能である。

(七) 版心部に刻板時を記すことは、中國では屢々見受けられるが、朝鮮ではなきに等しいと言ひ得る。

筆者がこれまでの調査で發見したのは只一例のみである。㉗書には

① 云惠求礼 (上黒口) 庚辰年二月 (下黒口) 卷三七第七張

② 庚辰二月日 (上黒口) 求礼云惠 (下黒口) 卷四五第二二張

とある。この「庚辰」は宣祖一三年（一五八〇）であること、刻手名や版式・紙質から見て確實である。

(八)

刻手名がすべて同一時期のものであるか否や、という問題がある。中國書では補刻の場合、その時期を刻手名と共に版心内に刻することが屢々見受けられる。朝鮮本ではそれはないと言っても過言ではなからう。それならば字體や版式の異りを手掛りとするのが可能と思われる。但しその場合には初刊時に於て、字體や版式が均齊であるという前提がなければならぬ。中央政府の校書館を始めとする幾つかの官衙に於ける木版本は、その條件に適合するが、これらには前述の如く刻手名が刻されない。刻手は校書館等に從屬し、給料を受けているため、己の名を刻す必要はないのである。しかし地方の官衙や官版以外では刻手を雇うため、それら刻手は賃金を要求するための證據として己の名を刻すのである。その證據は必ずしも漢字でなくてもよく、何等かの符牒であってもよい。例えば「△」や半月模様、鶴の繪等が見受けられるが、これらが刻手の識別を果しているのかも知れない。

一部の書を、卷數が多ければ一〇—三〇人程で刻することもある。その様な場合例え版下が同一であっても、字體は異なり、又框郭の大きさも異なりを致すのである。初刻時に於ける字體や版式の均齊という條件が得がたいために、補刻部の決定が困難なのである。とは言え、明らかに字體や框郭の大きさ・黒口の有無・魚尾の花紋有無等が異っている場合があり、それらは補刻と認定できる。

日本に傳存する朝鮮本には、初刻本は少なく、大部分は漫漶があつて後刷本か、補刻本である。

ある刻手の刻手人生を二—三〇年、或いは四〇年と見ても、活躍時期が確定しておれば、複數の刻手の活躍時期を比較することによって、補刻の有無も判る。中國の場合、宋・元・明の刻手名がかなりはっきりしており、それによって、例えば「宋版、元・明遞修」等の判断を下し得るのである。しかし朝鮮においては前述の如く、刊年・刊地・刻手名を付した木版本が、佛書以外には稀であるため、刻手一人一人の活躍時期や出身地方を特定することは容易ではない。佛書の刻板に携った刻手が、外典の刻板にも携わるので、佛書に附された刊記などは貴重で、刻

刻手名一覽表(一)

刻手名	書名 及刊年																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1 玉軒	○																							
2 元仁	○																							
3 元印																								
4 一(日)正	○																							
5 萬熙(希)																								
6 萬全																								
7 克岡																								
8 信仁																								
9 灵守																								
10 坦衍																								
11 天正																								
12 仁侃																								
13 玄守																								
14 奇玉																								
15 真尚																								
16 勝牛																								
17 仁牛																								
18 仅祖																								
19 太淮																								
20 正云																								
21 眞玄																								
22 性坦																								
23 金世年																								
24 天太																								
25 彦浩																								
26 性允																								
27 希之																								

手名研究に於ける佛書の位置は甚だ重要である。

佛書の場合は刻手名に「功德刊」「功刊」と冠すことがあり、これは刻手である僧侶が功德のために無料奉仕するという意味である。

四 刻手名一覽表

上に示す刻手名一覽表は、前述の「刻手秩」や版心①至④書に刻された完名の刻手名で、理解の便宜上各書に共通でない刻手名や、一字よりなる不完名の刻手名は省略している。

ここでは煩瑣を避けて二四書のみを扱うが、上表では縦に書名、横に刻手名を記し、ある刻手が何書に共通に係わっているかが判る。

刻手②「元仁」と③「元印」は同一音であ

刻手名による朝鮮刊本の刊年・刊地決定について

刻手名	書名 及刊年	
	1	2
53 祖雄		
52 祖仁		
51 ヨ玉		
50 道彦		
49 敬熙		
48 熙寶		
47 之有		
46 天學		
45 云守		
44 正學		
43 寶京		
42 慈云		
41 戒祖		
40 灵旭		
39 惠英		
38 祖能		
37 法雲		
36 德裕		
35 尙玄		
24 金一萬		
33 彦弁		
32 南天		
31 太玄		
30 天甘		
29 印軒		
28 惠衍		
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	1558 刊
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	1573 刊
	15	1575 刊
	16	1572 刊
	17	
	18	1576 刊
	19	
	20	
	21	
	22	
	23	
	24	

刻手名一覽表(二)

り、同一人の可能性がある。「元仁」は18書中で「元仁」と「仁元」の二通りに書かれる。⑥「萬全」は前述の如く、「萬希・全州」の省畧形であるかも知れない。

②「金世年」は8、12、19書に共通であるが、例えば僧侶「法雲」などのように一般的ではなく、同名異人である可能性は少ない。これを同一刻手と考えると、19書には⑤「萬希」があるので、「萬希」を含む2、5、11、13、14、20、22書を通じて、他書と関連を持ってくる。このように関連を追求すると、次に述べるが如き書名間の相互関係と刻手網が成立するのである。

刻手名を通じた書籍間の相互關係表

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	書名
0	0	0	0	2	1	2	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	①
0	0	1	0	2	2	2	1	1	0	2	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	②
0	0	0	1	1	0	3	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	③
0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	④
0	1	3	2	3	1	4	1	0	1	4	1	0	1	0	2	0	0	1	1	1	1	1	0	⑤
0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	⑥
0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	⑦
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑧
0	1	2	1	1	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	⑨
0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑩
0	1	1	0	2	1	1	0	0	1	4	1	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	⑪
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	⑫
0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	⑬
0	2	2	4	3	2	12	2	3	2	1	0	4	0	1	1	2	2	4	2	3	2	2	2	⑭
0	2	2	1	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	⑮
0	0	0	0	1	0	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	⑯	
0	1	1	1	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	⑰	
0	2	1	3	5	0	2	4	1	12	0	0	1	0	2	0	1	1	4	2	3	1	2	⑱	
1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	1	⑲	
0	2	1	2	2	5	0	1	0	3	1	0	2	2	1	0	0	0	3	1	1	2	2	⑳	
0	2	2	1	0	3	1	0	1	4	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	1	0	0	㉑	
0	2	2	1	1	1	1	0	2	2	2	0	1	0	2	0	1	1	3	0	0	1	0	㉒	
0	2	2	2	0	2	1	0	1	2	1	0	1	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	㉓	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	㉔	

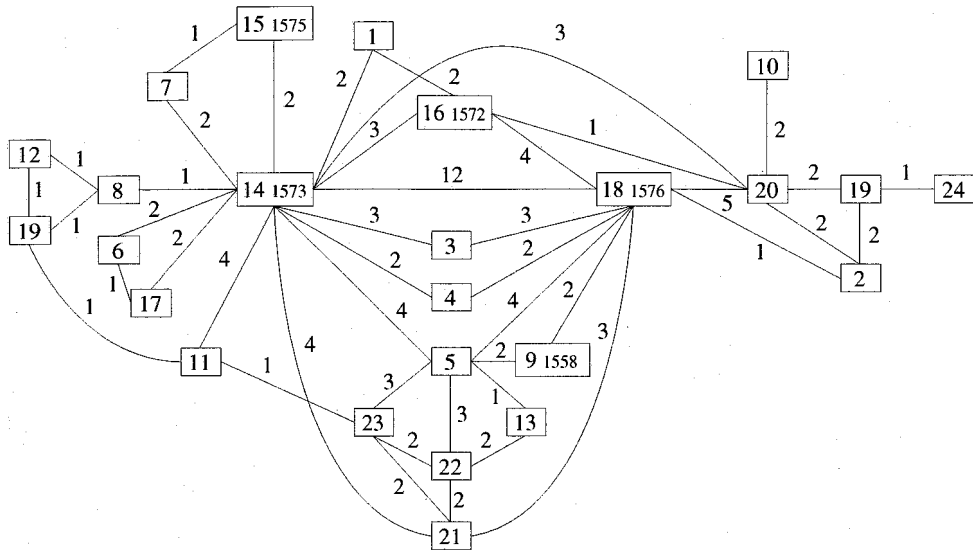
五 刻手名を通じた書籍間の相互關係表

上表は①至㉔書について、各書が互いに何人の刻手を共通に所有しているかを示したものである。

⑭⑱書が一二名の刻手を共通に有するのが最も多く、全く有しない場合も多い。しかし前項で述べた如く、又次頁の刻手網で見られる如く、直接刻手を共有しなくても、他書を通じて關連していることが判るであろう。

六 刻手網

下圖は「刻手名を通じた書籍間の相互關係表」に基いて、大まかに刻手網を圖示したものである。上表に見た如く一人や二人の刻手を共有する書籍は多いが、すべてに線を引かず、基本的な關連を示すのみである。①至㉔書間に引いた線に付した數字は、兩書に共通の刻手数である。



刻手網

上圖では⑫書と⑭書は何等關連性を有しないが、兩者の間に⑧⑭⑱⑲書を置くことによって、これらがあたかも橋梁の如き役割を果して、關連性が浮び上ってくるのである。つまりこれら①至⑭の書籍が、一六世紀半前後、全羅道地方で刊行されたことを、共通に存する刻手が物語ってくれるのであり、又上圖が二四部の書籍を覆う刻手網でもある。

上圖は便宜上二四種のみを擧例したが、⑮至⑳書もこれに加わることで、刻手名によって確認される。

七 『攷事撮要』冊板條との關係

魚叔權編『攷事撮要』二卷は、「大明紀年」「中朝忌辰」「本朝忌辰」「接待倭人事例」「六曹郎官所掌」「服制式」「頒祿」「書冊市准」「熟藥一服價值」「八道程途」等二四項目の内容を擁し、その内容からも判るように官吏や知識人の常識書とも言うべきものである。卷二末にソウルからの距離を記した「八道程途」があり、所載の全國主要都邑の下には雙行で、その距離・別號・冊板（板木）が著録されている。これによってどの都邑にどの様な冊板があるのかが判り、書籍を必要とする

者は、その冊板によって印出の依頼をした。これが當時の人々が書籍を入手する、主要な手段の一であった。

『攷事撮要』には數版がある。初刊本である明宗九年（一五五四）序刊本は傳存せず、宣祖元年（一五六八）乙亥字本・同九年（一五七六）乙亥字本・同九年木版本・同一八年（一五八五）木版本や、一七世紀刊本の諸版がある。冊板部分には諸版間に増補・削除があるが、宣祖一八年刊本が最も多く冊板を収録し、『攷事撮要』（宣祖一八年刊本影印、韓國圖書館學研究會、一九七四）の千惠鳳氏解題によれば、九八九種の冊板を含むという。即ち宣祖一八年現在の、朝鮮全國の冊板總目錄である。本稿ではこれを用いることにする。

朝鮮八道の中で慶尙・全羅の兩道は、古代文化の傳統を繼承して學問・文化の中心であり、又紙生産・印刷文化の中心地でもあった。その全羅道の政治的・文化的中心で、同道の中で最も多くの冊板を保有する全州の例を示せば、次の如くである。理解の便宜上、書名間に筆者が「・」を挿入した。又「全州」の下は小字雙行に作るが、引用では單行に作る。

六日程 全州十七息七里別號甄城完山安南承化冊板小學「・」啓蒙・胡傳春秋・傷寒賦・釋奠儀式・銅人經・正俗・歸
 去來辭・戒酒書・農事直說・文章軌範以上剞・貞觀政要・三元延壽書・蠶書・小學・孝經・辟瘟方・王右軍書・農
 書・陶隱集半失・孟子大文・天運紹統・牧隱集・古文眞寶・陳后山詩・律學解頤・指掌圖・救急簡易方・東槎集・歷
 代授受圖・詩家一旨・兵衛森・人皇法體・周易・中庸集畧・禮記・醫學正傳・則言・諺解產書・詞訟類抄・眞西山
 集・陽村集・東文粹・青丘風雅・十九史畧・諺解呂氏鄉約・呂氏鄉約・診脈須知・脈訣・學菴通辨・南軒文集・養蒙
 大訓・龍龜手鑑・陸宣公奏議・經筵講義・大學・傷寒指掌圖・韻會玉篇・馬醫方・杏村法帖大字・五臟圖・江陵金氏
 族譜・陣書諺解・絕句・紫陽文集・蠶書・推句

「六日程」はソウルから六日の距離にあるということ、「十七息七里」が実際の距離、四種の別號を有する。「册板」以降が全州の保有する册板、「以上剋」「半失」等の册板の現状をも記している。

右の要領で全国の都邑について記録があるが、册板のない都邑もある。そして書名も必ずしも完名でなく、當時の通稱も混在し、當時はこれで判ったのであろう。現在では版種を特定し難いものが多い。「小學啓蒙」とあるのは、「小學」と「易學啓蒙要解」であるのか、判然としない所を含む。

さて先に①至④書を紹介したが、そのA項に版心に刻された地名、B項に全羅道内に於ける册板の所在地を記すことは、前述の如くである。①至④書の版心に現われた地名は、すべて全羅道のものであった。

本稿では全羅道内の册板を対象としているが、全国的に見るならば、各地に册板を見い出すことができる。例えば『十九史略』の場合、全羅道の潭陽・全州以外に、安東(慶尙道)・咸安(同)・原州(江原道)・瑞興(黄海道)・平壤(平安道)・咸興(咸鏡道)の五道八ヶ所に册板を確認し得る。他に比較的多いものとしては、『小學』一二ヶ所、『中庸』一一ヶ所、『大學』一二ヶ所、『論語』三ヶ所、『孝經』一四ヶ所、『孟子』四ヶ所で、頻用された書籍は全国的に刻された。册板は近隣で重複しない様、配慮されている如くである。慶尙・全羅の兩道は出版の盛んな地域で、頻用書は同道内でも複数に存するが、それでも近隣は避けられている。

『攷事撮要』所録の書名は完名ではない。略稱の場合はB項にそれを記した。例えば寶城册板條に『春秋』とあるが、朝鮮朝前期の『春秋』には、『春秋胡氏傳』『音點春秋左傳詳節句解』『春秋左傳註疏』『春秋穀梁傳註疏』『春秋左傳直解』『春秋集傳大全』『春秋經左氏傳句解』『春秋經傳集解』『春秋胡氏傳集解』や③『音註全文春秋括始末左傳句讀直解』等が当たる。これらの書には校書館刊の活字本が多く、地方木版本は必ずしも存在しない。筆者は③書が版心に「全州・順天」の兩地名を有するので、寶城刊の『春秋』に該當するものと考ええる。

又①『少微家塾點校附音通鑑節要』は、中國ではあまり利用されなかった様であるが、朝鮮では甚だ愛好され、順天册板條に『通鑑』とあるのはこれを指すものと考えてよい。又④『新刊音點性理羣書句解』、④『西山先生眞文忠公文集』は、それぞれ『性理羣書』『眞西山集』と略稱されている。これら略稱が、當時通用した呼稱である。

刊記や版心の地名が刊地とうまく合致する場合がある。例えば④『分類補註李太白詩』は、刊記によって萬曆一六年（一五八八）羅州刊本であることが判るが、羅州册板條に『李白詩』とあって特定が可能である。同様に②『延平李先生師弟子答問』も、刊記によって嘉靖四五年（一五六〇）春順天府刊本と判り、順天册板條に『延平答問』とある。

しかし⑨『古今歷代標題註釋十九史略通攷』は、刊記で嘉靖三七年（一五五八）潭陽府刊本と判るが、册板條によれば全州と潭陽に册板がある。⑨書は當然潭陽刊本となるが、⑨とは異版の⑦⑧⑩書を何處の刊本と見るべきであろうか。この中⑦書の版心に「全州」とあるので、これを全州刊本と見做すと、⑧⑩は全羅道内の何處の刊本とすべきであろうか。⑧⑩書は刻手名から、又⑧の版心地名「順天」、⑩の版心地名「古・公」「井・坦」は「古阜」「井邑」と考えられること等から、全羅道刊本なることは明白である。全羅道に全州・潭陽以外に、更に册板の存在を想定することは、近隣に重複を避けるという原則からして困難であろう。ただ册板條に書き洩れの存在することは、後述の如く明らかである。この册板條は、册板を保有する都邑から報告書を提出させ、それを取り纏めたものと考えられるが、その過程の様々な段階に於ける遺漏が想定される。

⑫『伊洛淵源錄新增』、⑭『詩韻釋義』、⑯『西山先生眞文忠公文集』、⑰『養休堂集』は、版心にそれぞれ「南原・南原・全州・光州」なる地名を含み、それぞれ同地に册板を有するので、そこでの刊行と考えてよからう。又⑬『學菑通辨』は版心に「全州」があり、前に引用した全州册板條に該書の册板が存在するので、全州刊本と見做し得る。しかし⑫『陽村先生文集』の場合の如く、版心に「任夷・益山・高山・扶安・全州・井邑・沃口（薄）・臨陂」を含み、全州・潭陽に册板

がある時、いずれを刊地と定めるべきか、甚だ困難である。地名中に全州を含むので、全州刊本とするには問題がある。

刻板に參與した刻手すべてが、己の居住地を刻すのではない。その居住地を刻すや否やは、専ら恣意による。従って潭陽の刻手が參與しながらも、居住地を刻していない可能性もある。しかしいずれかに定めるとならば、ここに出る地名は全州を中心とする全羅道北部の地名が多く、潭陽のある南部地方の地名がないので、全州刊本と推定するのが穩當であろう。

ところで『樊川文集夾註』は、全国的に見ても錦山にしか冊板は認められない。版心には「全州・南平・宝城・長興・順天・万頃・光陽・求礼・海南」とあり、錦山は含まれていない。前述の如く居住地を刻するのは恣意的であり、「錦山」がないと言つて、錦山刊本であることを否定できない。全国で一ヶ所しか冊板がないので、一應錦山刊本と認めざるを得ない。ただ錦山は全羅道北部にあり、ここに現われる地名はすべて南部に屬するので、若干の疑念の生ずる餘地がある。

同様に①②③⑤⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の諸書でも、版心地名と冊板所在地が一致しない。これらも地名は恣意的と考へて、一應冊板所在地を刊地と定めることができる。ただ留意すべきことは、㉞『家禮大全』の場合は、谷城縣で刻板され、冊板が南原府に移されていることで、刊地と冊板所在地とは必ずしも一致しない。このようなことは屢々見受けられることである。

『攷事撮要』全羅道冊板條に、⑥⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺も、官では佛書を取り上げなかったため、冊板條には収録されていない。これら一六部は全羅道刊本でありながらも、冊板條に著録されていないのである。これらを全羅道刊本に加えることによって、全羅道に於ける一六世紀半前後の出版状況を、より現實に近いものとして理解し得る。今後も刻手名の研究を推進することによって、各地方の出版文化の闡明に寄與することが可能である。

八 結 語

以上筆者は、刻手名による刊年・刊地の推定法について述べた。中國本に關しては同様なことは既に活潑に行われ、特に取り立てて言うべくもない。しかし朝鮮本の場合には、中國本のように主として下白口部に刻手名が陽刻されることは極めて稀で、上下黒口や上下魚尾中に陰刻され、それも完名は少なく、一字の不完名や符牒の如きものが多い。従つて中國の場合に比べると、遙かに複雑で、雜然としている。

刻手名を版心に有するのは、政府出版機關たる校書館や奎章閣等の刊本以外の地方官版や、書院・祠堂・私家版等である。寺刹刊行の佛書の場合は、版心に刻手名を刻すると共に、卷末刊記にも刻手名を記録することが多い。刻手名を有する木版本は、木版本全體からしても必ずしも多くない。刻手名に混つて地名の刻されることがあり、これによつて刊地に關する情報をも得ることができる。

筆者は本文中に述べた如く、以前に一七世紀慶尙道刊本の刻手名を扱つたことがあり、今回は一六世紀半頃の全羅道刊本に見られる刻手名を對象とした。刻手名に關する本格的な研究としては、本文中に言及した韓國の金相溟氏が、佛書卷末の刊記部より採集された刻手名についての研究があり、その後は同様な研究は試圖されていないようである。刻手名は一五—一七世紀刊本に多く認められるが、韓國では一五・一六世紀の完本は少なく、一七世紀刊本でも破損によつて版心部刻手名の採集の困難な場合が多い。それに對して日本では、一五世紀刊本は少ないものの、一六・一七世紀刊本は完本として多く傳存し、刻手名採集に極めて望ましい條件を具えている。本稿ではその好條件下に採集した、全羅道刊本四七種、その中でも特に二四種の完名の刻手名と地名を用いて、刊年・刊地の推定を試みた。

そしてその結果を『攷事撮要』(二五八五)所收の、全羅道諸都邑册板條の册板狀況と對照した。刻手名や地名、或いは刊

記をも用いることによって、冊板所在地の確認が可能である。しかし地名は、或いは刻手名も、恣意的に刻されるのであって、すべてを網羅しているのではないため、刊行地を決定し難い場合が様々に生じる。『攷事撮要』冊板條の漏落も確認される。

刻手名の採集をめぐっては本文中に述べた如く種々の問題點が存するが、完名或いは不完名の刻手名を、地名のある場合にはそれも附して登録しておくことが、今後の刻手名による刊年・刊地の推定を可能ならしめる。筆者は朝鮮王朝時代の刻手名一覽を作成中である。

A書とZ書が刻手名を共有しなくても、兩者の間に刻手を共有する複数の書籍を置くことによって、兩者に關連が生じ、同一時期・同一地方での刊本と見做し得る。又それらの書籍に出現する刻手名が、本文中に示したような刻手網を形成することになるのである。

以上版心部の刻手名や地名によって、一六世紀半全羅道刊本を推定し得た。又それらが『攷事撮要』冊板條に確認されることもあり、ある場合には冊板條に漏落していることもある。

本稿では一六世紀半全羅道刊本を對象としたが、この様な作業を刻手名を有するすべての書籍に加えることによって、地方出版文化の實態が次第に明らかになってくるものと考えられる。

(圖書館・文庫等略稱)

ア行

大塚 鏡

故人

小倉文庫

東京大學文學部 東京

カ行

京大人文

京都大學人文科學研究所 京都

京大圖

京都大學附屬圖書館 京都

國會圖

國立國會圖書館 東京

駒大圖

駒澤大學附屬圖書館 東京

サ行

佐藤 道生

東京

書陵部

宮内廳書陵部 東京

成篁堂

お茶の水圖書館成篁堂文庫 東京

積翠軒文庫舊藏書

石井積翠軒舊藏書

尊經閣

尊經閣文庫 東京

タ行

大東急記念文庫

東京

臺灣國家圖

臺灣國家圖書館 臺北

東大圖

東京大學綜合圖書館 東京

東京都立中央圖

東京都立中央圖書館 東京

洞春寺

山口

ナ行

内閣文庫 國立公文書館内閣文庫 東京
南 豊 鉉 韓國

ハ行

蓬左文庫 名古屋

マ行

宮城縣立圖 宮城縣立圖書館 仙臺
無窮會文庫 東京

ヤ行

山口大圖 山口大學附屬圖書館 山口
陽明文庫 京都

本研究は、共同研究「文獻と情報」(班長 勝村哲也)の報告である。